

民間住宅耐震促進事業 あなたのお住まいは、大丈夫ですか

県が新たな被害想定を公表

南海トラフは、静岡県駿河湾から紀伊半島の沖、四国の沖を通じて九州沖に達する海底にある深い溝です。歴史上、この溝にそって、繰り返し大規模な地震が発生し、この地域に大きな被害をもたらしてきました。

国の地震調査研究推進本部は、今年1月、南海トラフを震源とするマグニチュード8〜9クラスの巨大地震が30年以内に発生する確率を、昨年の「60%〜70%」から「70%程度」に改めました。発生の可能性がより高まったと考えるようになりました。

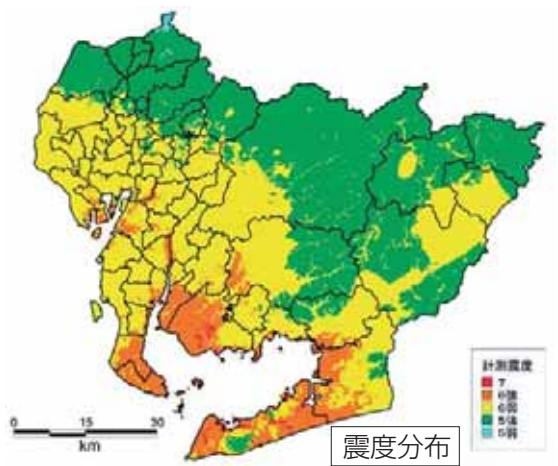


平成26年5月に、県は南海トラフで発生する地震による新たな被害予測結果を公表しました。これは、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいものを重ね合わせて想定した(過去地震最大モデル)もので、今後、この想定を基に、県の地震・津波対策を進めていくとしています。

同時に、1000年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低い、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波についても想定(理論上最大想定モデル)していますが、今回は、過去地震最大モデルでの想定結果に基づいて説明します。

津島市の被害の状況

この地震による市内での揺れは、全域で震度6弱と想定されました。これは、人が立っていることは困難で、住宅では屋根瓦が落下したり、建物全体が傾いたり、中には倒れてしまう様な揺れです。これにより、約200棟の建物が全壊すると予想されています。揺れによる全壊は、屋根や天井が落下してくる可能性もあり、生命の危機に直結します。



地震に伴う火災では、約100棟が焼失するとされています。火災も生命の危機に大きく影響するものです。

地盤の液状化では、市内のほぼ全域が「液状化危険度が極めて高い」とされ、液状化による全壊戸数は約500棟となっています。東日本大震災のニュース映像では、千葉県の沿岸部で液状化により多くの住宅が傾く様子が見受けられました。この地域でも同様の被害となる可能性が高いものと思われます。

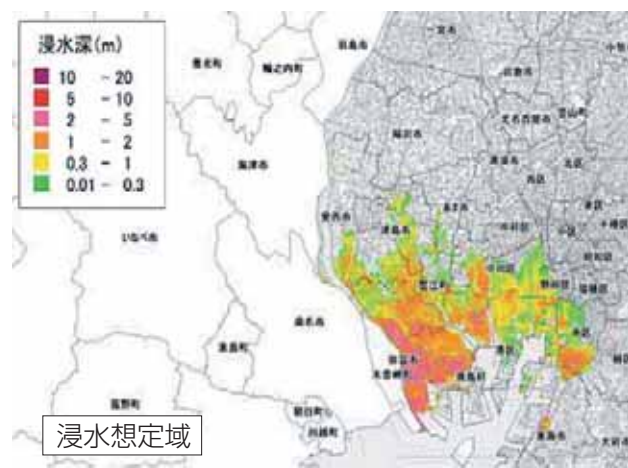
浸水被害

今回の被害想定で、これまでと大きく変わったことは、津島市において浸水被害が発生するとされたことです。地震の揺れ、液状化により河川堤防が沈み、川の水が溢れてくると予想されました。

浸水被害の範囲は、日光川に近い地

盤の低いところに広がり、水深は最大2メートルに達すると想定されています。その大部分は、地震後30分以内にひざ下(30センチメートル)の高さまで浸水するとされています。

この浸水により、約60棟の建物が全壊するとされました。



浸水対策

浸水被害に際して生命を守るためには、何をおいても逃げることです。市内において起きる浸水被害は、東日本大震災で多く放映された津波の様子とは大きく異なると思われます。それでも、水深2メートルとなれば、生命を失う可能性が出てきます。浸水が予想されるところにお住まいの方は、大きな地震の後には、すぐに逃げるようにしてください。

住宅の耐震化

地震の後、すぐに逃げるためには、身の安全を守ることが必要です。住宅が倒壊したり、家具の転倒により下敷きになってしまったところへ浸水すれば、死は目前です。そうならないためにも、強い揺れに耐えうる、強い住宅にすること、そして家具が転倒しないように固定することが必要です。

津島市内には、昭和56年以前に建てられ、耐震性のない住宅が、約4000戸あると推計されます。これらの住宅は、震度6弱の強い揺れで、倒壊する可能性が出てきます。倒壊しなくても、大きく傾いたり、ドアが開かなくなるなど、避難が困難になるものと予想されます。浸水被害への対策としても、まずは住宅の耐震化が必要となるのです。

揺れにより大きな被害を受けなければ、1階部分は浸水しても、水が引いた後、その住宅を使用することができ、可能性が高くなります。地震の後、自宅が使えるかどうかは、その後の避難生活に大きく影響します。

耐震改修は、市民の皆さんが、事前に行える地震対策です。昭和56年以前に建築された住宅にお住いの皆さんは、耐震診断を行い、耐震性能がないと判断されたら、是非、建て替えや耐震改修を実施してください。

市では、後述するとおり、耐震診断・改修に対する補助制度を設けております。



これらの活用をお待ちしております。

地震保険

地震保険は地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没または流失による損害を補償する地震災害専用の保険です。法律に基づき、政府がバックアップする公的な保険で、地震後、住宅を再建する際に大きな力になるものです。

東日本大震災で多く生じた、液状化による被害に対しても、地震保険から保険金が支払われた例もあり、傾いた住宅をジャッキアップしてもとに戻す工事などの費用に充てることができました。

地盤の液状化対策工事は、新築時には比較的容易ですが、既存の住宅ではかなり困難だと思われれます。対策ができませんいまでも、地震保険に加入しておき、一定の安心を手に入れるのも一考です。



耐震診断・改修補助

市では、耐震化を促進するため次の補助制度等を設けています。

木造住宅無料耐震診断

対象 昭和56年5月31日以前に建築(着工)された木造住宅(在来軸組構法及び伝統構法の戸建、長屋、併用住宅及び共同住宅)
予定戸数 40戸(随時受付)

非木造住宅耐震診断費補助

対象 昭和56年5月31日以前に建築(着工)された非木造の戸建住宅で平成27年2月27日までに診断が完了するもの。
予定戸数 2戸(随時受付)
補助限度額 10万円(1戸あたり)

木造住宅耐震改修費補助

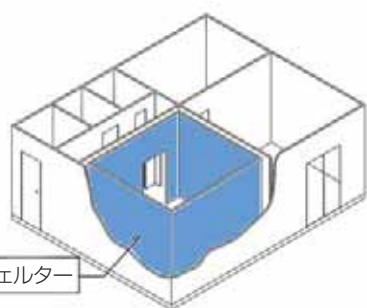
対象 津島市民間木造住宅無料耐震診断を受けた住宅
① 診断結果による判定値が1.0未満で、耐震のための補強工事による判定値の加算が0.3以上あつて、かつ1.0以上になること
② 改修補強工事が平成27年2月27日までに完了すること
予定戸数 10戸(随時受付)
補助限度額 125万円(1戸あたり)

木造住宅簡易耐震改修費補助

対象 津島市民間木造住宅無料耐震診断を受けた住宅
① 診断結果による判定値が0.7未満で、耐震性向上のための補強工事により判定値が0.7以上になること
② 改修補強工事が平成27年2月27日までに完了すること
予定戸数 2戸(随時受付)
補助限度額 30万円(1戸あたり)

耐震シェルター設置補助

対象 津島市木造住宅無料耐震診断を受けた住宅
① 診断結果による判定値が0.7未満で、簡易耐震改修工事及び耐震改修工事の補助金を受けていないこと
② 耐震シェルターの設置工事が平成27年2月27日までに完了すること
受付件数 2戸(随時受付)
補助限度額 30万円(1戸あたり)
申込・問合せ 計画建築課都市計画・建築G
内線24142415



耐震シェルターイメージ図